

あおもり学び直しスペース運営スタッフの会規約

第1条（名称）

本会は、「あおもり学び直しスペース運営スタッフの会」と称する。

第2条（団体の目的）

本会は、様々な事情により小学校や中学校の教育を受けられず、学び直しの機会を求めている方を対象として、学び直しスペース（自主夜間中学）を開設し、それぞれのニーズに応じた学習メニューを提供するとともに、世代や国籍を越えたコミュニケーションの場とすることにより、幅広い方の学び直しと生きがいづくりを支援することを目的とする。

第3条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- （1）あおもり学び直しスペース（自主夜間中学）“あおも・リラ”（以下「学び直しスペース」という。）の開設及び運営を行う。
- （2）学び直しスペースの利用者（生徒）の学習支援、相談対応その他を行う。
- （3）学び直しスペースの運営に係る事務を行う。

第4条（事務所）

本会の事務局を青森県青森市大字安田字近野40番地の7に置く。

第5条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し、学び直しスペースの運営に協力する意思のある者で、正会員及び賛助会員で構成する。

2 正会員は、年額1口2,000円以上の会費を納めた個人とする。ただし、学生は1口1,000円以上とする。

3 賛助会員は、個人及び団体等とし、個人の賛助会員は会費の納入を免除し、団体等の賛助会員は、年額1口10,000円以上の会費を納めた者とする。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）事務局長（副会長兼務） 1名
- （3）会計 1名
- （4）監事 1名
- （5）各チームリーダー 数名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 第1項の他、必要に応じて役員を置くことができる。

第7条（会議）

本会の運営にあたって、次の会議を開催する。

- （1）総会
- （2）役員会
- （3）運営スタッフ会議

第8条（総会）

総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 規約の変更に関する事項
 - (5) その他の重要事項
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議決は出席する正会員の過半数の賛成をもって議決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第9条（役員会）

役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第10条（運営スタッフ会議）

運営スタッフ会議は、正会員および賛助会員間の情報共有と円滑な会の活動に資するため、おおむね1か月に1回開催する。

- 2 運営スタッフ会議の詳細は別途定める。

第11条（禁止事項）

会員は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) 本会の活動で知りえた個人情報等を外部に流出すること
- (2) 本会の秩序・風紀を乱す行為
- (3) 本会を利用した宗教団体、政治団体等、各種団体への勧誘及び営利目的の勧誘

第12条（会計）

本会の運営に係る経費は、会費、利用者（生徒）から徴収する資料代及び補助金等をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（旅費等）

次の活動の実施にあたり、本会会員や研修会等の講師が出張した場合には、旅費を支給するものとする。

- (1) 定例の「あおもり学び直しスペース」の活動
- (2) 運営に係る会議への出席
- (3) 利用者（生徒）の初回面談
- (4) その他、研修会の開催

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、車賃とし、青森県内の場合には定額で支給する。

第14条（監査と報告）

監事は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

（附則）

- 1 この規約は令和7年2月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、役員会及び総会で協議し定めることができる。
- 3 第13条の規定に関わらず、同条第1項第1号と第2号の旅費については、当分の間支給しない。